



◆車椅子利用者向け市営住宅の入居者を次のとおり募集します。

車椅子利用者向け住宅は、住宅に困窮している障害者のために、静岡市が国の補助を受けて建設した住宅です。入居申込資格には制限がありますので、申込を希望される方は必ず申込資格をご確認ください。

1. 募集団地

団地番号	①	②
団地名	安倍口団地	蜂ヶ谷団地
所在地	葵区安倍口 3 番	清水区蜂ヶ谷 464
間取り	1DK (36.1 m ²)	LDK (41.6 m ²)
家賃	14,600～28,600 円	17,000～33,400 円
世帯	単身可能	単身可能
建設年度	昭和 45 年度 (平成 19 年度住戸改善)	昭和 47 年度 (平成 21 年度住戸改善)
募集戸数	1	1

※間取り図は裏面掲載

2. 申込資格

申し込みには、下記の①～③をすべて満たしている必要があります

- ① 通常の市営住宅申し込み資格を満たしている
(平成 23 年度 静岡市営住宅空家募集案内書でご確認ください。)
- ② 申込本人または同居親族が、肢体不自由 2 級以上(下肢または体幹機能障害の場合は 3 級以上)の障害者手帳を交付されている
- ③ ②の障害者手帳を交付されている者が、部屋の内外を問わず、車椅子を常用している

3. 申込期間

郵送で、平成 23 年 7 月 1 日(金)～7 月 5 日(火)までの消印有効

※専用封筒に、120 円切手を忘れずに貼ってください。

4. 申込時の必要書類等

- ①市営住宅入居申込書(誓約書・申込ハガキを含む)
 - ②誓約書(車椅子利用者向け)
 - ③身体障害者手帳の写し
- ※申込ハガキ 2 枚に 50 円切手を忘れずに貼ってください。
 ※②の誓約書は、平成 23 年度 静岡市営住宅空家募集案内書 P20 にあります。

5. 公開抽選について

日時： 平成 23 年 7 月 11 日(月) 午前 9 時 30 分から

場所： 札の辻ビル 5 階 審査会室 1 (葵区呉服町 2 丁目 1-1)

6. お問い合わせ先

財団法人静岡市振興公社 住宅管理課

静岡事務所： 静岡市役所 静岡庁舎 5 階 TEL:054-221-1253

清水事務所： 静岡市役所 清水庁舎 2 階 TEL:054-354-2238

7. 間取り図

<p>① 安倍口団地 (36.1 m²)</p>	<p>Detailed description of the floor plan for site ①: The plan shows a rectangular unit with a balcony (バルコニー) on the left side. Moving right, there is a dining area (DK) with a table and chairs. To the right of the DK is a kitchen area (洋室約4.5). Further right is a bathroom (浴室) containing a bathtub, toilet, and sink. A hallway (廊下) with a closet (物入) and a linen closet (PS) connects the kitchen and bathroom to the entrance (玄関). A staircase (UP/DW) is located near the entrance, and a utility area (バルコニー) is also present. A road (道路) is shown to the right of the unit.</p>
<p>② 蜂ヶ谷団地 (41.6 m²)</p>	<p>Detailed description of the floor plan for site ②: The plan shows a larger unit with a balcony (バルコニー) on the left side. The main living area is labeled LDK(11.4). To the right of the LDK is a bathroom (浴室) with a bathtub, toilet, and sink. A hallway (廊下) with a closet (物入) and a linen closet (PS) connects the LDK and bathroom to the entrance (玄関). A utility area (バルコニー) is also present. A road (道路) is shown to the right of the unit.</p>